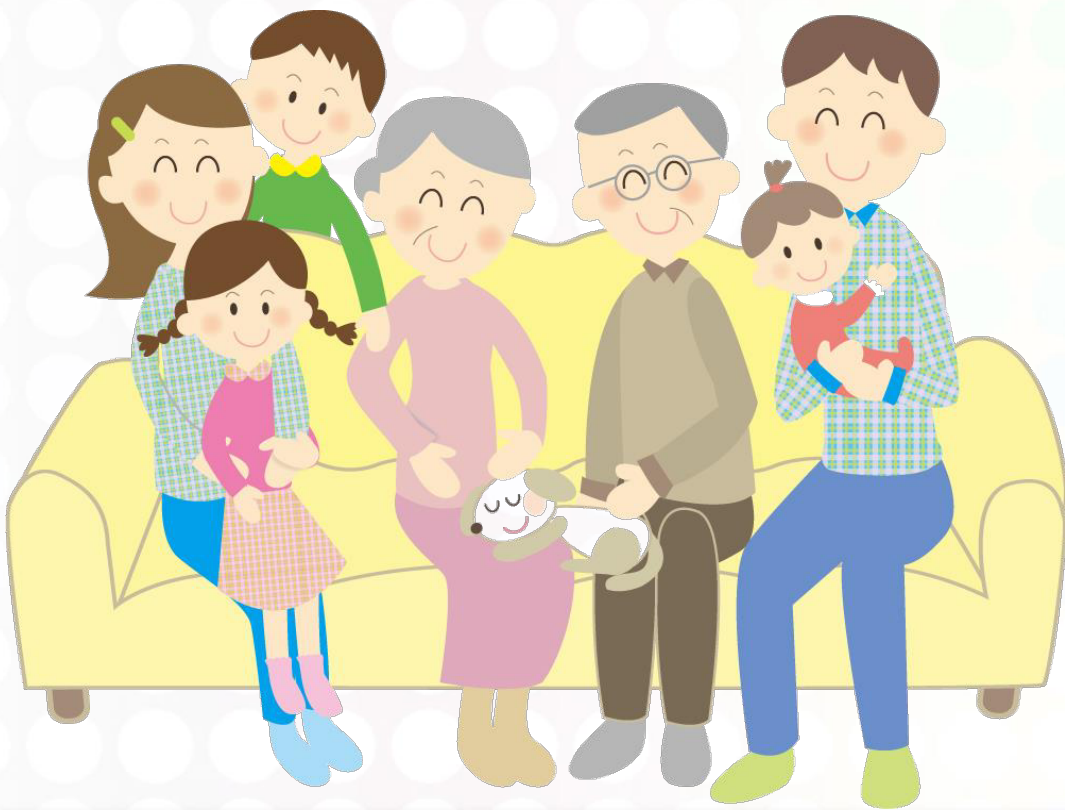


第8期

湖南省高齡者福祉計画介護保険事業計画

概要版



令和3年（2021年）3月

湖南省

# 1. 計画の趣旨

本市では、第5期介護保険事業計画以降、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指し、必要な取り組みをスタートさせています。

『人生 100 歳時代の到来』とも言われる現在、60 歳代から人生のもう一幕が加わって、健康寿命の延伸により、生涯学習、地域への参加等さまざまな分野で 100 歳現役の活躍が期待されています。

こうしたことを踏まえ、第6期計画以降「**高齢者がいきいきと自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち湖南省市**」を基本理念として、高齢者福祉の推進と介護保険の円滑な運営に努めてきました。

第8期計画では第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、令和7年（2025年）を目指した地域包括ケアシステムの整備、さらに現役世代が急減する令和22年（2040年）の双方を念頭に、**高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えること**が求められています。また、今後は高齢者像も従来のイメージで説明できるものばかりではなく、多様化が予想されており、このような**高齢者をさまざまな主体の参加と協働により包摂する地域の実現**が望まれています。

このような介護保険制度の方向を踏まえながら、**第8期湖南省市高齢者福祉計画・介護保険事業計画**を策定します。

# 2. 計画の位置づけ

- 老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画および介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画を一体的に策定するものです。
- 「湖南省総合計画」を上位計画として、「湖南省地域福祉計画」等の関連計画と整合を図るものです。

# 3. 計画の期間

- 本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。
- いわゆる団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる令和7年度（2025年度）と現役世代が急減する令和22年度（2040年度）を見据えたサービス水準、給付費や保険料水準等を推計し、中長期的な視野に立った施策の展開と第8期計画の目標を明らかにします。

2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)
						2025年、2040年を見据えた施策の展開								
						団塊の世代が75歳に								
第6期計画			第7期計画			第8期計画			第9期計画					

## 4. 基本理念

本市における高齢社会の到来に備えるとともに、地域包括ケアシステムを支える地域共生社会の実現に向けて誰もが心身の健康を維持しながら、いつまでも安心していきいきと暮らすことのできるまちづくりを推進するため、本計画の基本理念を「高齢者がいきいきと自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち 湖南省」と定めます。高齢者が住み慣れた地域で心豊かに健やかに暮らし続けられるよう、生きがいづくりと社会参加の促進、健康づくりと自立支援・介護予防の推進、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の推進、多様な担い手による生活支援サービスの構築、地域包括支援センターの機能強化や介護サービスの充実等に積極的に取り組みます。

### 高齢者がいきいきと自分らしく、 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち 湖南省

#### 基本目標 I いつまでも、いきいきと、自分らしく暮らせるまち

基本施策1.  
生きがいづくりと社会参加活動の促進

高齢期の生活を充実したものにすることは、生活の質（QOL：Quality Of Life）を高め、ひいては健康寿命の延伸につながります。高齢者一人ひとりが仕事や趣味等の生きがいを持ち、自分らしく暮らすことができるよう、就労や社会活動等の社会参加の場づくりや、仲間づくりのための機会創出に努めます。

- ①生きがいサービスと居場所づくりの推進
- ②社会活動への参加促進

基本施策2.  
健康づくりと介護予防、自立支援の推進

高齢者の自己決定を尊重し、自立した生活を営むことができるよう、本人主体の自立支援・重度化防止の推進に向けた取り組みを進めることが重要です。

要支援・要介護認定を受けずに、また、介護が必要となった場合でも重度化を防ぎ、高齢者がいきいきと自分らしく暮らし続けるためには、健康部門や生涯学習部門とも連携した体系的な健康づくりと介護予防、重度化防止の取り組みが必要です。また、高齢者が自ら主体的に取り組めるような健康づくりの一環として、幅広く高齢者全般を対象とした一般介護予防事業を推進するとともに、高齢者リハビリテーションの理念のもとに地域リハビリテーション活動支援事業を推進します。

- ①健康づくりと介護予防事業の一体的実施の推進
- ②自立支援の推進



## 基本目標Ⅱ 安心して住み慣れた地域で暮らせるまち

基本施策3.  
支えあいの地域づくり

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴って生活支援サービスの必要性が高まっています。これらの高齢者が安心して暮らしていくためには、行政や事業者等との関わりだけでなく、地域や近隣住民との日常的な交流や支えあいも重要となります。

専門職によるサービスの提供に加えて、多様な担い手による介護予防・生活支援サービスの推進によって、住み慣れた地域で高齢者の自立支援・重度化防止を受けられる体制を築きます。また、市単位（第1層）、地域単位（第2層）の協議体を設置し、地域包括支援センターと地域支えあい推進員が一体となって地域の特徴に応じて外出支援や家事援助、配食等生活支援サービスの充実・強化を図ります。

①多様な主体による生活支援サービスの創出

②生活支援サービスの充実

基本施策4.  
緊急時・災害時等に係る体制整備

ひとり暮らしまたは高齢者だけの世帯や、緊急時・災害時に介助や見守り等特別な支援を必要とする高齢者等が安心して地域で暮らせるよう支援体制の強化を図ります。また、近年の災害発生状況を踏まえ、市は各介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を行います。福祉避難所においては、要配慮者の数に対して適切な設置数を確保し、防災部局と福祉部局が連携して適切な運営を図ります。さらに、避難所での高齢者の状態悪化に備え、平時からの介護予防活動の啓発・指導に加え、介護予防・フレイル予防に配慮した避難所環境の整備について検討します。

新型コロナウイルス感染症等の流行を踏まえ、介護事業所等が感染症発生時においても利用者が継続したサービスを受けられるよう滋賀県が実施する介護関連施設・事業所間の応援事業に協力するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有したうえで業務にあたることのできるよう、感染症に対する情報共有や啓発の充実に取り組みます。

①緊急時・災害時の支援対策の強化

②災害時や感染症に対する体制整備の推進

基本施策5.  
総合的な認知症ケアの体制づくり

国の「認知症施策大綱」に掲げる、5つの柱（①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開）を踏まえ、「予防\*」と「共生」の観点に基づき認知症になっても住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができるまちの実現を目指します。

認知症サポーターの養成をはじめ、認知症の理解を深めるための普及・啓発や地域での見守り体制整備を進めます。また、できるだけ認知症にならないための予防の取り組みを進めるとともに、早期発見・早期対応のための認知症初期集中支援チームやサポート医等との連携、認知症ケアパスの普及・啓発等認知症の状態に応じた相談・支援体制の充実を図ります。また、若年性認知症への支援、介護者への支援を図ります。

※予防とは、「認知症にならないこと」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを意味します。

①予防と早期対応の仕組みづくり

②若年性認知症への支援体制づくり

③認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの推進

基本施策6. 権利擁護の推進

認知症で適切な意思表示ができない高齢者や、虐待等で他者から権利の侵害を疑われる高齢者等困難な状況にある高齢者が、自らの権利を理解し行使できるよう支援を行う必要があります。そのため、「甲賀・湖南成年後見センターばんじー」等関係機関や民生委員・児童委員、自治会等の地域組織の関係機関や団体と連携しながら、成年後見制度の啓発や利用の促進、高齢者の権利擁護・虐待防止のため、虐待支援ネットの充実や虐待防止等連携協議会の設置・運営等、高齢者の尊厳の保持と権利擁護に努めます。

- ①権利擁護、虐待予防のための啓発
- ②迅速で適切な虐待対応
- ③権利擁護のための関係機関との連携強化利権護に努めます。

基本施策7. 医療と介護の連携

自宅等の住み慣れた地域での高齢者の在宅療養を支えるためには、生活の場である日常生活圏域単位において日常の療養や生活の支援を受けられる体制を築くことが大切です。そのためには、退院支援、在宅療養支援、急変時の対応、看取り等さまざまな局面で、在宅医療および在宅介護の一体的な提供に必要な在宅医療・介護連携を一層推進していく必要があります。

このため、在宅医療・介護連携支援センターをはじめとする医療と介護の連携拠点の充実、在宅医療を取り巻く環境整備、こなん在宅医療安心ネットワーク等による情報の共有支援等在宅医療・介護連携の推進により、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に取り組みます。

また、滋賀県保健医療計画との整合を図り、在宅医療と介護サービスの提供体制の調整および確保に努めます。

- ①在宅医療を支える環境整備
- ②連携の課題抽出と対応の協議
- ③医療と介護の連携拠点の充実
- ④在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援
- ⑤多職種連携のための研修
- ⑥二次医療圏内における連携の推進
- ⑦在宅看取りに向けた啓発



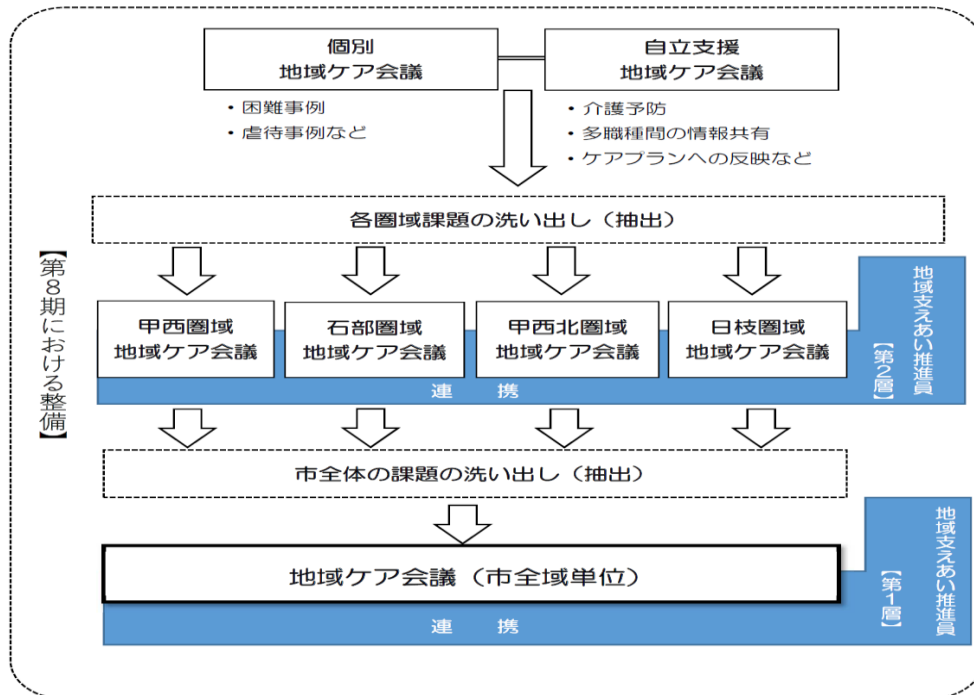
基本施策8. 地域包括支援センターの機能強化

高齢者が安心して暮らせる地域づくりのため、地域包括ケアシステムの重要な役割を担う地域包括支援センターの機能強化、体制充実を図ります。市全体における地域ケア会議に加えて、日常生活圏域ごとの地域ケア会議を開催し、重層的に各圏域の課題を把握することによって、地域のニーズにきめ細かく対応した地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。市民にとって身近な相談支援やニーズの把握を踏まえながら、医療・介護・福祉の専門職の参画と連携により適切なケアマネジメントを推進するための包括的・継続的支援、権利擁護、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進、介護予防・生活支援サービスの体制づくりに取り組みます。

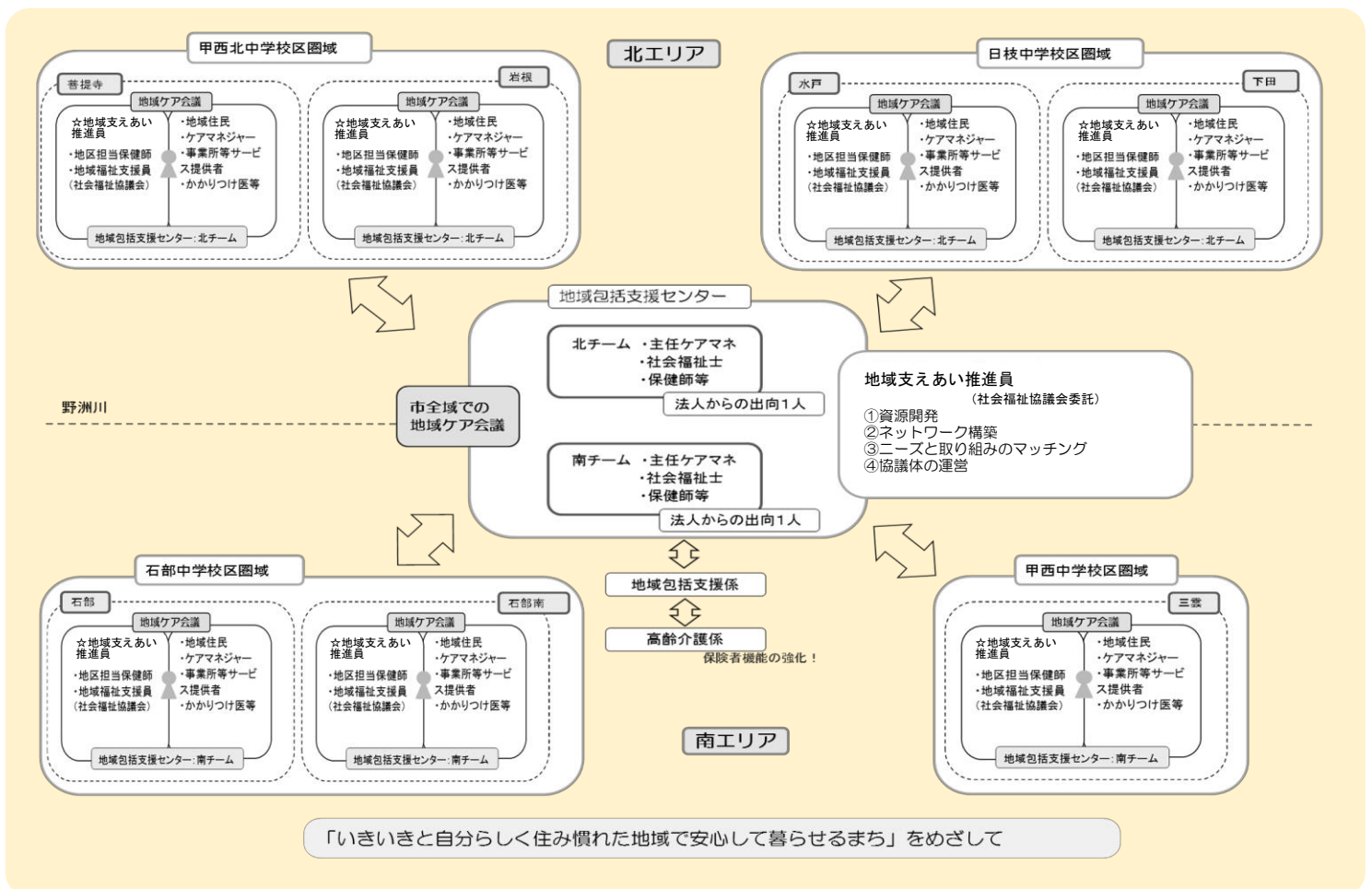
- ①地域包括支援センターの体制整備
- ②地域包括支援センター業務の着実な執行
- ③地域包括支援センター業務の継続的な評価・点検

## ●地域ケア会議の体制整備

第8期計画では、地域ケア会議を日常生活圏域ごとに開催し、各圏域における課題を抽出した上で、市全域単位での地域ケア会議を開催する体制整備を図ります。



## ●令和2年度（2020年度）の湖南省における地域包括ケアシステムの強化



☆地域支え合い推進員：地域の支え合いの活動を発掘したり、新たな支え合いの担い手の養成をはじめ、活動の推進役を担っています。1層は市全域、2層は生活圏域（中学校区）を担います。湖南省では平成29年(2017年)4月から1層の地域支えあい推進員を社会福祉協議会に委託しています。

## 基本目標Ⅲ 自分に合った介護サービスを適切に利用できるまち

基本施策 9.  
介護保険サービスや  
住まい等の基盤整備

介護が必要な高齢者が自分に合った介護サービスを適切に受けられるためには、多様なニーズに対応した介護サービスの充実と質の向上および、介護人材の安定的な確保と定着が必要となります。

在宅での生活の継続を希望する高齢者が多いこと、認知症高齢者の増加が予測されること等を踏まえ、引き続き地域密着型サービス等、ニーズに応じた介護サービスの基盤を整備するとともに、在宅での介護が継続できるよう、要介護高齢者を介護している家族に対して、相談支援の充実強化に取り組みながら、身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ります。また、増大する福祉・介護ニーズに対応できる介護人材の確保および資質の向上を図ります。

平成 29 年度より始まった「共生型サービス」については、現在介護保険や障がい福祉サービスの指定を受けている事業者や新たに指定を受けようとする事業者に対し、制度の周知を図る等、国での議論も踏まえながら、介護保険および障がい福祉担当課が連携して取り組みます。

さらに、介護等を担っている家族の介護離職ゼロへの対応からも、介護サービスの充実に努めます。

また、高齢者の住まいに係る施策との連携を図るとともに、高齢者等の移動支援やユニバーサルデザインのまちづくりを進め、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、住みやすい生活環境づくりに取り組みます。

- ①在宅生活を支えるための介護サービスの整備
- ②介護保険施設サービス利用の適正化
- ③サービスの質の向上
- ④介護者の負担軽減や知識・技術習得の支援
- ⑤多様な住まいや交通環境の確保

基本施策 10.  
介護保険事業等の円  
滑な運営

引き続き第8期計画においても、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修および福祉用具購入・貸与の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知等、介護給付の適正化に努め、介護保険事業の円滑化と進捗管理を推進します。また、サービスの質の向上を目的とした、ケアマネジャーや事業者の資質向上へ向けた支援、苦情への適切な対応、利用者への情報提供の充実に努めます。

- ①要介護認定の適正化
- ②ケアマネジメントの適正化
- ③給付の適正化の推進
- ④介護予防・日常生活支援総合事業の適切な運営
- ⑤受給者の理解の促進
- ⑥適正な財政運営の推進
- ⑦計画の進捗管理と評価



# 令和3年度からの第1号被保険者の介護保険料はこうなります

- 湖南省の第1号被保険者（65歳以上の方）の令和3年度～令和5年度の月額保険料基準額は6,110円です。
- 保険料は所得等によって異なります。低所得者の負担軽減を図るため、引き続き12段階の設定を行います。



所得段階	対象者	第8期算定乗率	第8期改め乗率	月額保険料
第1段階	生活保護の受給者、または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人	0.5	0.3	3,055円 (1,833円)
	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人			
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円以下の人	0.75	0.5	4,583円 (3,055円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で上記以外の人	0.75	0.7	4,583円 (4,277円)
第4段階	本人は住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる）で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人	0.88	0.88	5,377円
第5段階	本人は住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる）で、上記以外の人	1	1	6,110円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人	1.15	1.15	7,027円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	1.26	1.26	7,699円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上350万円未満の人	1.46	1.46	8,921円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が350万円以上450万円未満の人	1.51	1.51	9,226円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が450万円以上750万円未満の人	1.86	1.86	11,365円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の人	2.01	2.01	12,281円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	2.16	2.16	13,198円

第8期湖南省高齢者福祉計画介護保険事業計画概要版  
令和3年（2021年）3月

発行 湖南省

〒520-3223 滋賀県湖南省夏見588番地

TEL 0748-71-2356 / FAX 0748-72-1481

E-mail kaigo@city.shiga-konan.lg.jp